

引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について (令和3年度決算)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度岩手町一般会計決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)に係る使途は、以下のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 174,575 千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障経費等に要する経費(一般財源) 1,519,503 千円

(単位:千円)

事業名(区分)		決算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	起債	その他	引上げ分の地方消費税収	その他
社会福祉	障害者福祉事業	619,297	256,008	146,386		3,316	40,874	172,713
	高齢者福祉事業	154,275		769		42,810	10,182	100,514
	児童福祉事業	778,829	304,976	61,439	7,300	25,040	51,403	328,671
	母子福祉事業	27,780		7,166	15,100	1,341	1,834	2,339
	小計	1,580,181	560,984	215,760	22,400	72,507	104,293	604,237
社会保険	社会保険事業	677,608	14,515	82,585		10,480	44,723	525,305
	小計	677,608	14,515	82,585		10,480	44,723	525,305
保健衛生	保健衛生事業	387,256	113,959	2,330	7,900	22,122	25,559	215,386
	小計	387,256	113,959	2,330	7,900	22,122	25,559	215,386
合計		2,645,045	689,458	300,675	30,300	105,109	174,575	1,344,928